

第1号議案

令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

令和4年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23,879千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,393,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月27日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

議員提出第1号議案 要旨

北はりま消防組合議会個人情報保護に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の一元化を目的に個人情報の保護に関する法律が改正（以下「統合後の個人情報保護法」という。）されたが、地方議会においては、当該法律の適用対象外となり、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねられることとされた。

このため、議会における個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定める必要が生じたもの

2 制定内容

(1) 本則

統合後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的に同法の各条文に対応した条例として次のとおり制定する。

第 1 条～第 3 条	総則
第 4 条～第 1 6 条	個人情報等の取扱い
第 1 7 条	個人情報ファイル
第 1 8 条～第 3 0 条	保有個人情報の開示
第 3 1 条～第 3 7 条	保有個人情報の訂正
第 3 8 条～第 4 3 条	保有個人情報の利用停止
第 4 4 条～第 4 6 条	審査請求
第 4 7 条～第 5 1 条	雑則
第 5 2 条～第 5 6 条	罰則

上記中、北はりま消防組合議会として特別の定めは次のとおり

ア 第 2 条第 4 項ほか

統合後の個人情報保護法で使用される「行政文書」は、「公文書」と表現する。

イ 第 1 2 条第 2 項第 3 号

利用及び提供の制限に係る規定として、統合後の個人情報保護法第 6 9 条第 2 項第 3 号に規定する「他の行政機関」は、北はりま消防組合の関係機関として「管理者、消防長、公平委員会若しくは監査委員」とする。

ウ 第 2 5 条第 1 項

統合後の個人情報保護法第 8 3 条第 1 項で規定される開示決定等の期限 3 0 日以内

について、これまでの運用を継続するため、北はりま消防組合個人情報保護条例（平成23年北はりま消防組合条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。）と同じく14日以内（初日不算入）とする。

エ 第26条第1項

統合後の個人情報保護法第84条で規定される開示決定等の期限の特例60日以内について、これまでの運用を継続するため、個人情報保護条例と同じく44日以内（初日不算入）とする。

オ 第30条第1項

開示請求の手数料として、北はりま消防組合情報公開条例（平成23年北はりま消防組合条例第6号）及び個人情報保護条例の取扱いに準じ、1件当たり250円を徴収する。ただし、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができるとする。

カ 第30条第2項

開示請求者は、写しの交付を受ける際、作成及び郵送に係る費用を負担することとする。

キ 第45条第1項

審査請求があった際の諮問機関は、北はりま消防組合行政不服審査会とする。

(2) 附則

北はりま消防組合行政不服審査会条例（平成28年北はりま消防組合条例第1号）の一部を改正し、行政不服審査法第81条第4項に基づく規定及び文言の整理をする。

3 施行期日

令和5年4月1日

第2号議案 要旨

北はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定（要旨）

1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の一元化を目的に個人情報の保護に関する法律が改正され、当該法律の施行に関し、必要な事項を定める必要があるため。

2 制定内容

(1) 第1条（趣旨）

(2) 第2条（定義）

(3) 第3条（開示請求の手続）

開示請求書に、実施機関が定める事項を記載することができるとする。

(4) 第4条（開示決定等の期限）

開示決定等の期限について、これまでの運用を継続するため、北はりま消防組合個人情報保護条例（平成23年北はりま消防組合条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。）と同じく14日以内（初日不算入）とする。

(5) 第5条（開示決定等の期限の特例）

開示決定等の期限の特例について、これまでの運用を継続するため、個人情報保護条例と同じく44日以内（初日不算入）とする。

(6) 第6条（開示請求に係る手数料等）

開示請求者は、開示請求に係る手数料として、北はりま消防組合手数料条例（平成23年北はりま消防組合条例第28号。以下「手数料条例」という。）に定める額250円を納付するとともに、写しの作成、送付等に係る実費を負担することとする。

(7) 第7条（訂正請求の手続）

訂正請求書には、実施機関が定める事項を記載することができるとする。

(8) 第8条（利用停止請求の手続）

利用停止請求書には、実施機関が定める事項を記載することができるとする。

(9) 第9条（施行状況の公表）

管理者は、毎年、法及びこの条例の施行状況を公表するものとする。

(10) 第10条（委任）

(11) 附則

ア 個人情報保護条例を廃止し、これに伴う罰則の経過措置を設ける。

イ 手数料条例の一部を改正し、文言の整理を図る。

ウ 北はりま消防組合行政不服審査会条例（平成28年北はりま消防組合条例第1号）の一部を改正し、文言の整理を図る。

3 施行期日

令和5年4月1日

第3号議案 要旨

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（要旨）

1 制定理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、暫定再任用制度、60歳を超える職員の給与の取扱い等について所要の措置を講ずるため。

2 制定内容

- (1) 第1条 北はりま消防組合職員の再任用に関する条例
定年の引上げに伴い、廃止する。
- (2) 第2条 北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
地方公務員法からの引用規定の条項を改める。
- (3) 第3条 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例
60歳を超える職員の懲戒処分による減給額の上限を給料月額の10分の1相当額とした。
- (4) 第4条 北はりま消防組合職員の定年等に関する条例
 - ア 定年年齢を60歳から65歳に引き上げるとともに、附則において経過措置として2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを規定した。
 - イ 管理監督職勤務上限年齢制として、管理監督職の職員については、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職に降任することを規定した。
 - ウ 定年前再任用短時間勤務制として、60歳に達した日以後に退職した職員について、本人の希望により定年退職日相当日まで短時間勤務の職に任用できることを規定した。
 - エ 情報提供意思確認制度として、60歳に達する前年度に、当該職員へ60歳に達する年度以後に適用される任用、給与等の情報を提供するとともに、その意思を確認することを規定した。
- (5) 第5条 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
地方公務員法からの引用規定の条項を改めるとともに、文言の整理を行った。
- (6) 第6条 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例
管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う所要の改正を行った。
- (7) 第7条 北はりま消防組合職員の給与に関する条例

60歳に達した職員の給料を7割水準とするほか、定年前再任用短時間勤務職員の給料について規定し、文言の整理等を行った。

(8) 附則

定年の段階的引上げが完成するまでの経過措置として、現行の再任用制度と同等の暫定再任用制度の措置等について規定した。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、附則第27項の規定（情報提供意思確認制度）については、公布の日

第4号議案

令和5年度北はりま消防組合一般会計予算

令和5年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,362,819千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和5年2月27日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三